

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 使用人兼務役員に対する賞与

**Q** : 使用人兼務役員に対する賞与は、使用人と同じ時期に支給しないと損金算入できないと聞きましたが、本当ですか？

**A** : 利益操作でない限り、損金算入できるものと思われます。

### 【解説】

法人税では、使用人兼務役員に対する賞与のうち、使用人としての職務に対する賞与で、他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したものは、損金不算入とし、その例示として、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する賞与を、他の使用人に対する賞与の支給時期に未払金として経理し、他の役員への給与の支払時期に支払ったような場合をあげています。

このようなことから、使用人に対する賞与の支給時期と違う時期に使用人兼務役員の賞与を支給した場合には、損金算入できないのではと思っておられるのではないかと思います。この取扱いの前の取扱い(会社法の改正等により改正されました)では、「他の役員への給与の支払時期に支払ったような場合」という文言は、「利益処分による役員賞与の時期に支給したような場合」とされており、利益処分の時期に支給する使用人兼務役員に対する賞与は、実質的に賞与ではないかということで損金算入が認められていなかったものですから、支給時期が使用人賞与の時期と違うからといって、即否認ということはないと思われます。利益操作の意図があるかないかなどの事実認定になると思います。

